

# 衣笠キャンパス 在留期間更新手続きの流れ

## 在留期間の更新手続きの概要

在留期間の更新は在留カードに記載されている満了日の **3カ月前から可能**です。満了日を1日でも過ぎると不法滞在となります。満了日までに必ず、出入国在留管理庁（入国管理局）に行き、在留期間更新の申請をしなければなりません。

留学生の皆さんが入国管理局で在留期間更新を申請するためには、自分で用意する書類に加えて、所属機関（国際教育センター）が作成する書類が必要となります。

以下の流れをよく確認して、更新手続きを進めてください。

自分でやること

①

大学に  
書類発行を  
依頼する  
(WEB申請)

更新申請をできるのは、在留期間が残り3か月未満の学生のみです

[こちらの申請WEBページ](#)から、大学に申請をしてください。

STEP1

申請用WEBページ上の「行いたい手続き」で、「1. 在留期間の更新」を選択し、必要事項を入力してください。

STEP2

「説明」欄に、発行した書類の受け取り方法（郵送又は窓口受取）を記入してください。郵送希望の場合は、郵送先住所（郵便番号含む）を記入してください。

STEP3

「添付」欄に、以下3点の書類を添付してください。

- 1) 在留期間更新許可申請書(申請人作成用)
  - \* 書式(Excel)は [こちら](#) からダウンロードできます。
  - \* 書式の記入の仕方は [こちら](#) です。
- 2) 在留カードの両面写真
- 3) 学生証の両面写真

【申請WEBページはこちら】



書類不備の修正等のやり取りを、WEBフォーム上で行います

大学がやること

②

大学による  
書類発行  
及びお渡し

約2週間かかります

①の書類を受け付けた後、大学で以下の書類を作成します。作成から郵送もしくは窓口でのお渡しまで、**おおよそ2週間**かかります。ただ、全学一斉休業期間の8月中旬や年末年始は、**3~4週間かかります**。

- ・ 在留期間更新許可申請書(所属機関作成用)
- ・ 「学習状況報告書」もしくは「論文執筆状況報告書および今後の計画書」の写し（標準修業年限を超えた学生に対してのみ送付）

大学から書類を郵送もしくは窓口でお渡します

自分でやること

③

必要書類を持って、  
入国管理局に申請に行く

以下の書類 1～7 を全て揃えて、**自分で最寄りの入国管理局に行き、更新申請**をして下さい。  
なお、入国管理局の審査の過程で、下記1～7以外の書類も求められる場合があります。(※1)

| # | 在留更新許可申請に必要な書類                     | 備考   |
|---|------------------------------------|--|
| 1 | 在留期間更新許可申請書<br>(申請人等作成用 1、2 および 3) | 上記④で自分で作成した書類。   |
| 2 | 在留期間更新許可申請書<br>(所属機関等作成用 1 および 2)  | 上記②で大学が発行した書類 (※2)   |
| 3 | 在学証明書 1通                           | キャンパス内証明書自動発行機もしくはWEB申請によるコンビニでの発行が可能。<br>(詳細は <a href="#">こちら</a> から) |
| 4 | 成績証明書(※3) 1通                       |  |
| 5 | 顔写真 1枚                             | 縦4.0cm×横3.0cm で 3ヶ月以内に撮影したもの。  |
| 6 | パスポート                              | 原本の持参が必要です。  |
| 7 | 現在の在留カード                           |  |

- ※1 これまでに休学をしたことがある場合、上記の必要書類に加えて「在学期間証明書」が必要です。この証明書は、学びステーション窓口で発行可能です。即日発行はできず翌営業日の発行になりますので、余裕をもって申請してください。
- ※2 標準修業年限を超えた学生の場合、大学から「学習状況報告書」もしくは「論文執筆状況報告書および今後の計画書」の写しも発行されます。併せて入国管理局に提出してください。
- ※3 新入生の場合は、入学前に所属していた日本語学校・高校・大学などの成績証明書・出席率の証明書など。立命館大学からの内部進学者は学内で発行可。

入国管理局での審査期間は約1か月を見込んでください

自分でやること

④

新しい  
在留カードを  
受け取る

- ・入国管理局から在留資格更新の通知（ハガキ）を受け取ったら、すぐに新しい在留カードを受け取りに行ってください。
- ・受け取り時には、手数料として収入印紙（4,000円分）が必要です。収入印紙は郵便局や、切手を販売しているコンビニで購入できます。
- ・資格外活動許可が必要な人は、改めて取得する必要があります。

⑤

大学に新しい  
在留カードを  
提出する

新しい在留カードを**受領したらすぐに**、国際教育センターに在留カード両面の画像をWEB上で提出してください（提出は必須です）。

※ 大学に新しい在留カード情報の提出がされていないと、法務省等の行政機関から、あなたの在籍状況について確認があった時などに、大学は、**あなたが有効な在留資格を持って日本に滞在しているという説明ができません。**

以上